

## 氷見市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、木造住宅の耐震改修及び危険ブロック塀等の除去を支援することを目的として行う木造住宅耐震改修等支援事業費補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により、地震に対する安全性を診断すること。
- (2) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による耐震改修
- (3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修
- (4) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、住宅全体の総合判定が0.7未満の住宅について、段階的に改修を行う工事で、0.7以上1.0未満とする耐震改修
- (5) 一般診断法表等 財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれらに準ずると認めるもの
- (6) 旧基準木造住宅、次に該当する木造住宅その他市長が認めた木造住宅
  - ア 一戸建てのもの
  - イ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの
  - ウ 階数が2以下のもの
  - エ 在来軸組工法によるもの
- (7) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するもの
  - ア 補強コンクリートブロック造で、別表第1に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱
  - イ 組積造で、別表第2に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱
  - ウ 著しい傾きやひび割れがある鉄筋コンクリート組立塀
- (8) 避難路 住宅から避難場所へ通じる道路
- (9) 助成額 第4条第1号から第5号までに規定する耐震改修等を行った者に対する第5条に規定する額

### (補助金の交付)

第3条 市長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的として、地域住宅計画に基づき、旧基準木造住宅を所有する者のうち市内において当該旧基準木造住宅の耐震改修及び危険ブロック塀等の除去等を行う者で市税を完納しているものに対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金交付の対象経費は、次の各号のいずれかの住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修等に要する費用とする。

- (1) 耐震診断において総合判定が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0 以上とする耐震改修（ただし、部分耐震改修に対する補助金の交付を受けた住宅を除く。）
- (2) 耐震診断において総合判定が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について実施する部分耐震改修
- (3) 耐震診断において総合判定が 0.7 未満と診断された旧基準木造住宅について実施する段階的耐震改修
- (4) 避難路に面した危険ブロック塀等の除却
- (5) 前号の除却後に行う塀又は門柱の設置
- (6) その他市長が認めた耐震改修等

(補助金の額)

第5条 前条第1号から第3号による各耐震改修1戸あたりの補助金の額は、耐震改修に要する費用の5分の4とし、100万円を超えないものとする。また、段階的耐震改修を終えた後に実施する耐震改修に要する費用に係る補助金の額は、100万円から既に交付を受けた補助金の額を控除した額を上限とする。

2 前条第4号による除却1件あたりの補助金の額は、除却工事費の3分の2とし、100千円を超えないものとする。

3 前条第5号による設置1件あたりの補助金の額は、設置工事費の3分の2とし、50千円を超えないものとする。

4 前条第4号及び第5号に要する費用の合計額は、80,000円/mに対象となる危険ブロック塀等の総延長(m)を乗じた額を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第3条による補助金交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号（耐震改修の場合））
- (2) 収支予算書（様式第2号（耐震改修の場合））
- (3) 事業計画書（様式第3号（危険ブロック塀等除却等の場合））
- (4) 収支予算書（様式第4号（危険ブロック塀等除却等の場合））

- (5) 改修工事前の一般診断法表等（耐震改修の場合）
- (6) 改修工事後（予定）の一般診断法表等（耐震改修の場合）
- (7) 耐震改修等工事費等見積書
- (8) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し（耐震改修の場合）
- (9) 市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 過去に耐震改修等支援補助金等の交付を受けた場合は、交付金額が確認できる書面の写し
- (11) 住宅から避難場所までの経路を示した案内図等（危険ブロック塀等除却等の場合）

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に報告してその承認又は指示を受けること。
- (2) その他補助金交付の決定をする場合に、市長が特に定めた条件を守らなければならないこと。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、第4条第1号から第4号の対象戸数並びに同条第5号及び第6号の対象件数以外の変更とする。

（実績報告書の添付書類）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第5号（耐震改修の場合））
- (2) 収支決算書（様式第6号（耐震改修の場合））
- (3) 事業実績書（様式第7号（危険ブロック塀等除却等の場合））
- (4) 収支決算書（様式第8号（危険ブロック塀等除却等の場合））
- (5) 改修工事後の一般診断法表等（耐震改修の場合、ただし交付申請時と同じ場合は不要）
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 当該工事に係る補助対象額が確認できる書面の写し
- (8) 当該工事に要した費用の支払いが確認できる書面の写し
- (9) 補強部位の写真（耐震改修の場合）
- (10) 工事前及び工事後の図面及び写真

（細則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に

定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震化のための計画の策定及び耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震化のための計画の策定及び耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震化のための計画の策定及び耐震改修について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に行う耐震改修等について適用する。

別表第1 補強コンクリートブロック造の塀又は門柱の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m 以下
2 厚さ	(高さ 2m 以下の場合) 10cm 以上 (高さ 2m 超 2.2m 以下の場合) 15 cm 以上
3 控え壁	(高さ 1.2m 超の場合) 長さ 3.4m 以下ごとに、高さの 1/5 以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	(高さ 1.2m 超の場合) 30cm 以上
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがない
7 鉄筋の有無	内部に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm 以下の間隔で配筋されている
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている

別表第2 組積造の塀又は門柱の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m 以下
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上
3 控え壁	塀の長さ 4m 以下ごとに、厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	20cm 以上
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがない